

日行連発第1416号
令和5年1月11日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

「自動車登録業務等実施要領の制定について」の一部改正について（周知）

今般、国土交通省より、令和5年1月からの自動車検査証の電子化及びキャッシュレス決済制度の導入に伴い「自動車登録業務等実施要領」を一部改正したとの連絡がございましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知にご協力ください。

【別添】

・「自動車登録業務等実施要領の制定について」の一部改正について（国土交通省自動車局通達一式）

以上